



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	営農集団の展開と農業法人への移行問題(2001年度秋季大会シンポジウム『担い手としての農業法人の可能性』)
Author(s)	渡辺, 孝市
Citation	北海道農業経済研究, 11(2), 23-26
Issue Date	2004-01-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63523
Type	journal article
File Information	KJ00006912223.pdf



[報 告] 2001 年度秋季大会シンポジウム

営農集団の展開と農業法人への移行問題

渡 辺 孝 市 *

わたしたちの集団が取り組んできたことを資料に沿って報告します。

営農集団は、網走のなかでも小清水町の原生花園に近いところに位置し、藻琴山にかけた丘陵地帯にあります。火山灰土壌で排水性は良好です。栽培作物は、気象条件と機械体系の単純化から、ばれいしょ、てんさい、麦類の3作と野菜であり、さらに肉牛肥育との複合経営をおこなっています。

昭和25年の浦士別第3農事組合として17戸で発足しました、総耕地面積は102haで畜力農業を中心とした畑作専業経営であったのですが、昭和39年に第一次農業構造改善事業を契機として、畜力農業から機械化を目指して農協、行政を通じて多くの農事組合との話し合いを経て、7戸が機械の共同利用に参加する営農集団が誕生しました。事業で50馬力ほどのトラクターを導入し、当時の経営耕地面積は、7戸で約50haほどだったが、現在では約250haと経営耕地面積を5倍に拡大してきました。

昭和45年には、第二次農業構造改善事業を受けて、機械化体系の確立を図るために、機械だけでなく施設の導入、基盤整備、農地交換分合（昭和46、63年の2回）を実施し、農地区画の拡大をおこない、機械作業の効率化、土地の有効利用

を図りました。また現在では麦のコンバインを中心に、ひとつの集団だけでなく、広域集団というかたちで3集団がいっしょになって大型機械を利用しています。

また住宅の移動に関しては諸問題を抱えながらも、道道沿線への移動、集団化を模索し、昭和52年には農村生活環境整備を目的に、7年間をかけて住宅の集団化をおこないました。これを契機に施設を集約し、施設利用の面でも共同利用が飛躍的に進むこととなりました。平成5年には創立30周年を迎えて、記念行事をおこなっています。

（組織）

営農集団の発足当時は、機械の共同利用が目的でしたが、昭和40年頃から共同で畑をつくろうということになりました。共同作業を実施すると、各経営の面積の大小にともなう機械利用率の問題、出資金の問題を平準化する必要が生じるようになり、経営面積の小さい人に、共同畑を集め優先的に配分して面積格差の平準化を図ったのです。

また同じ7戸の構成員で、利用組合と生産組合を運営しています。生産組合の農場係が共同畑を管理しています。肉牛、野菜（たまねぎ）についても共同経営として導入しています。共同経営の販売額は1億円程度です。少し複雑ですが、一部

* 南網走第26 営農集団機械利用組合

は個人経営と共同経営の2本立てで経営をおこなう形となっています。

(経営の状況)

耕地面積は250haです。畑作は、ばれいしょ、てんさい、麦類（小麦、大麦）であり、3年の短期輪作をおこなっています。大麦はサッポロビールと契約しています。昭和40年頃までは、豆類を含む4年輪作だったが、寒冷地であり、機械の共同利用が進まなかったため、定着しませんでした。また作物価格の低下のなか、平成に入ってから生産性の向上を目的にたまねぎ、ごぼうを導入し、約10haほど作付けしています。現在の豆は休閑緑肥であり、後作に小麦を作付けしています。つまり地力対策のひとつとしています。飼料畑は、肉牛の放牧地として利用していますが、ほとんどの牧草は購入しています。

(生産性)

各作物の地力維持、増進に力を入れながら、機械の共同利用を進めるだけでなく、いかに共同による生産性を高めていくかが重要であり、それに当たって組織のなかに生産部門を設置し、生産に力を入れてきました。

(機械ならびに施設)

30haの個別経営であればトラクターは3台ほど所有しているが、8台を7戸で共同所有と、かなり集約化をおこなっています。作業機は特別なものはないが、大型化されています。施設については、個人の所有はまったくなく、堆肥舎、肥料保管庫、燃料スタンド、車庫、育苗ハウス、休養施設、種子ばれいしょ貯蔵庫・選別工場、農薬保管庫、肉牛畜舎、等をすべて共同で所有しています。

7戸の個人経営から利用料を徴収して管理費、労務費、修理費、償却・積み立て等で運営しています。機械の利用料金は、機械の利用量（時間）

でなく、各作物の作付面積で設定しています。播種から収穫までの機械利用料は、10a当たり、てんさい14,200円、ばれいしょ12,300円、小麦11,700円、大麦11,100円としています。昭和39年の発足から個人が所有していた機械は、すべて処分し両立てではなく、機械はすべて共同利用するというかたちで運営しています。250haの耕地のなかには、整地を2回やる圃場、病気が出やすく防除を余計にやる圃場等の利用量、回数に格差があるが、すべてこの基準で料金設定をしています。

大型機械の共同利用で、労働時間は大幅に短縮されています。麦類は、播種とコンバインの収穫作業で3.5時間、てんさいは約20時間、ばれいしょは10～12時間ということで、かなり省力化がなされてきています。また野菜については、作物別、選荷等の作業の有無によって大きく異なっています。おおまかには、年間に男性で1,700時間、女性で800時間の共同作業への出役となっています。

摩周系火山灰は非常に乾燥するため、現在では国の事業で畑に散水するという事業に取り組んでいます。網走地方の年間降水量は800mmと少なく、特に5月から7月にかけては200mmぐらいと作物の育成初期に雨があまり降りません。そこで昭和60年頃より、ダムから圃場に引水するという水利用事業に取り組んでいます。平成7年には、試験散水をおこない、平成16年に全面完成の見込みです。完成すれば一圃場に1ヶ所の水場ができ、スプリンクラー等による機械散水が可能となります。さらに水利用について、散水の時期、散水量について東京農大との研究、試験を進めています。そのなかで、たまねぎは、非常に根が浅く、てんさい、ばれいしょ等の根菜類のなかで散水の効果が現れやすいことがわかってきました。たまねぎへ散水することで、干ばつの年には、4割ほどの増収という試験結果があります。以上のように大区画の圃場であるが、試験的に水利用

をおこなっています。

(地力対策)

網走地方は、畜産農家が少なく無畜化が進んでいます。網走農協管内で畜産農家は8%、わたしたちの地域には2戸しかありません。したがって畑地への堆肥投入は非常に困難な状況であり、営農集団のなかで大きな問題となっていました。現在の対応は、大型機械による土壌の踏圧に対しては、バーンプレーカーによる芯土破碎の実施、畑作と酪農の複合経営による堆肥生産や緑肥作物の栽培により輪作体系の確立を図っています。また集団内に地力部門を設置し、地力対策の重要性を認識した上で、生産物販売総額の5%を地力対策費に充てています。過去にも、(畜産部門導入以前の)昭和50年に堆肥盤をつくって、販売額5%を充てて堆肥の購入、残さ物による堆肥づくりをおこない、積極的に地力対策に取り組んできました。

(有機物還元)

8月の麦収穫後には、全面に緑肥作付、ビートトップの全量鋤込み、澱粉工場の廃液散布等を行っています。堆肥の散布量は、自給の畜産部堆肥1,300t、澱粉工場ですでる粕を利用した澱粉粕堆肥を700t、購入堆肥1,500t、その他を合わせて4,500tの堆肥を250haの圃場に還元し、地力対策に取り組んでいます。

しかし昭和50年に設置した堆肥盤は屋根がなく、降雨や降雪に悩まされてきました。そこで平成12年には、2,000m²(40m×50m)の全面根付き堆肥舎をつくった。この堆肥舎は、下から空気を注入することができ、発酵を促進するので6ヶ月ほどで良質の堆肥をつくることができます。また堆肥の含有水分が少ないため、マニュアルスプレッダー等の散布機械の故障が少なくなることもわかりました。

(畑作複合への取り組み)

肉牛部門の導入の主なきっかけは、地力対策です。しかし畑作では4月から11月の労働ですが、それに周年労働の畜産を加えて大丈夫なのかという不安はありました。昭和57年に、南網走農協、斜網中部地区農業改良普及所、南網走第26営農集団の三者討議を経て、50坪の牛舎を建てて、2年間試験的に取り組んでみました。当初は、ホルスタインの肥育でしたが、まだ肉牛の値段が高かったこともあり、何とか目処が立ち、昭和59年に構造改善事業を利用して200坪の牛舎を建設し、本格的に肉牛をスタートさせることとなりました。しかし、平成3年の牛肉自由化によってホルスタイン牛肉価格は枝肉1,200円/kgから800円に低落したため、それ以降は、和牛の繁殖、肥育にシフトし、現在では150頭ほどの規模です。

平成に入ってから、畜産に加えて野菜を導入したことで、労働量が増加したため、将来的にはいっしょに畜産をやってくれるような長期研修生の受け入れを模索しています。畑作一本ではなく、地力対策を含めて複合経営を図っていくことが重要であり、BSE問題等の肉牛の問題はあるが、複合経営を中心に農業経営を充実していく方向を考えています。

(営農集団の農業法人への移行問題)

営農集団から法人への移行は、以前から検討していますが、発足から現在に至っても経営者の集まり、機械の共同利用、共同作業といった運営方式となっています。現在では法人への移行に至らず、法人をどのようにやっていくのか、といったことを検討している段階にあると思います。

共同経営の部分で、共同農場なり、畜産なり、たまねぎの部門がありますが、何とかこれらの部門を法人に出来ないかと検討しています。問題は、財産の保全(財産は共同で保全する念書を交わしている)、現在の法人では土地の取得ができない

こと（現在は個人名義の土地を利用している）です。しかし今後は、財産の保全是法人にしておかなければ次世代への経営は移行できないとして、これらを検討している最中です。

税金（所得税、消費税の申告等）に関しては、身なし法人なので、法人としては税金申告できず、7戸で等分して個人の所得に加算する形で申告しています。しかし経理上、非常に複雑な作業、手順となり、わかりづらくなる面が問題となっています。個人の事情に関係なく等分することで、累進課税 3,000 万円以上の所得に個人差の問題が生じています。共同労働から得た給与には、給与所得の控除がないため、法人に比べると税制面での不利があります。

（法人移行への課題）

何もないところから法人を設立するのは簡単ですが、ある組織から設立するには、まず資産の引き継ぎの問題が発生します。そのなかで贈与税の帰属の問題、それにともなう消費税、補助事業を利用した機械・施設の圧縮記帳を移行するときどのように処理するかといった問題が生じます。法人には免除措置が存在せず税金面での問題があると思います。

内部の問題としては、構成員の意志疎通の問題が挙げられます。発足以来 30 年にわたって、共同経営をおこなってきましたが、各経営主は、個人の経営をおこないたいという強い意志をもっています。共同経営、共同作業をおこなうには、良好な人間関係が最も重要であると考えています。営農集団では、7戸すべてに均等に利益があがるようにしてきました。しかし法人となると、また違うルール、価値観が必要であると思います。また法人になることによる生産性の向上、経営参画への意欲の問題等を考えなければならなりません。今後を考えると、若い世代を含めて、核となる人物の養成をきちんとしなければならなりません。

営農集団では現在の構成員である 7 人で、これらの問題に対処しながら、法人への移行を模索している段階にあります。